

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町条例第13号

#### 聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成24年度から平成26年度までの」を「平成27年度から平成29年度までの」に改め、同条第1号中「34,080円」を「38,400円」に改め、同条第2号中「34,080円」を「57,600円」に改め、同条第3号中「51,120円」を「57,600円」に改め、同条第4号中「68,160円」を「69,120円」に改め、同条第5号中「85,200円」を「76,800円」に改め、同条第6号中「102,240円」を「92,160円」に改め、同条に次の3号を加える。

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 99,840円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 115,200円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 130,560円

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実

施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の聖籠町介護保険条例第7条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。